

篠山市地域防災計画
(風水害等対策編)

目次

第1部 総則	1
第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の構成及び内容	3
第3節 計画の運用	4
第1 計画の見直し	4
第2 他計画等との関係	4
第3 計画の周知	5
第4節 防災対策基本方針	6
第1 基本方針	6
第2 策定の重点事項	7
第5節 防災機関等の役割	9
第1 篠山市地域防災組織	9
第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第3 住民及び事業者の責務	14
第2章 篠山市の特性と既往の風水害等	16
第1節 自然条件の特性	16
第1 地勢	16
第2 地形	16
第3 地質	17
第4 気象条件	19
第2節 社会条件の特性	20
第1 人口・世帯数	20
第2 建築物	20
第3 教育・社会福祉施設等	20
第4 道路・橋梁	20
第5 都市化の状況（土地利用変遷）	20
第3節 既往災害とその被害	22
第1 風水害	22
第2 火災	28
第4節 風水害等の危険性と災害特性	29
第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある風水害等の想定	29

第2部	災害予防計画	31
第1章	地域防災基盤の強化	33
第1節	水害の防止策の推進	33
第1	河川施設の災害予防	33
第2	ため池施設の災害予防	33
第3	ダム施設の災害予防	34
第2節	地盤災害の防止策の推進	35
第1	急傾斜地崩壊予防対策	35
第2	災害危険区域対策	35
第3	山地災害予防対策	36
第4	土地造成等の規制	36
第5	開発行為への指導	37
第6	防災営農計画	37
第3節	交通関係施設整備	39
第1	道路の整備	39
第2	橋梁の整備	40
第3	障害物除却用資機材の確保	40
第4	道路付帯施設の整備	40
第5	ヘリポートの整備	40
第4節	ライフライン施設の安全対策の推進	41
第1	上水道の災害予防	41
第2	下水道の災害予防	42
第3	電力施設の災害予防	44
第4	ガス施設の災害予防	45
第5	電気通信施設の災害予防	45
第5節	建築物等の防災性の確保	47
第1	公共施設の災害予防	47
第2	教育施設等の災害予防	48
第3	一般建築物の災害予防	48
第4	文化財の災害予防	49
第5	市街地・集落の防災構造化	50
第6節	危険物施設等の安全対策の推進	51
第1	危険物施設における災害の防止	51
第2	高圧ガス施設における災害の防止	52
第3	毒物・劇物の保安対策	52
第2章	地域防災体制の充実	53
第1節	災害活動体制の整備	53
第1	組織体制（初動体制）の整備	53
第2	災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備	54

第3	災害対策要員等の研修・訓練の充実	54
第4	広域応援体制の整備	55
第5	災害応援派遣体制の整備	55
第2節	防災拠点機能の整備	56
第1	災害対策本部室等の整備	56
第2	地域防災拠点の整備	58
第3	コミュニティ防災拠点の整備	59
第4	地域安心拠点の整備	59
第5	防災倉庫等の整備	59
第3節	防災情報通信システムの整備	60
第1	災害情報通信ネットワークの整備・拡充	60
第2	災害情報データベースの整備	60
第3	災害情報通信ネットワーク運用体制の整備	61
第4	多様な情報メディアの活用方策の検討	61
第5	住民とのコミュニケーション環境の整備	61
第6	気象情報等の伝達体制の整備	62
第4節	消防救急体制の充実	63
第1	消防力の強化	63
第2	消防水利の整備	64
第3	防災意識の啓発	64
第4	火災拡大要因の除去	64
第5	救助・救急体制の整備	65
第5節	避難対策	66
第1	避難計画	66
第2	避難場所及び避難路の指定・整備	66
第3	避難路・避難場所の明示とパニックの防止	68
第6節	救援体制の整備	69
第1	災害医療体制の整備	69
第2	非常用物資の備蓄体制等の整備	70
第3	緊急輸送体制の整備	71
第4	ボランティアとの連携体制の整備	74
第7節	災害弱者対策の拡充	75
第3章	地域防災力の向上	77
第1節	防災意識の高揚	77
第1	住民に対する防災教育	77
第2	園児・児童・生徒に対する防災教育及び防災計画の策定	79
第3	職員に対する防災教育	80
第4	施設の防災管理の徹底	80
第5	防災週間の周知とその期間における啓発活動	81
第2節	自主防災組織の育成	82

第 1	自主防災組織の活動	82
第 2	地域自主防災組織の整備	82
第 3 節	企業等の地域防災活動の参加促進	85
第 1	職域自主防災組織の整備	85
第 4 節	防災訓練の実施	87
第 1	防災訓練の実施責務	87
第 2	総合防災訓練	87
第 3	各機関別の訓練	87
第 5 節	防災に関する調査研究	89
第 1	調査研究体制の整備	89
第 2	防災に関する資料の収集及び分析	89
第 3	調査研究項目	89
第 3 部	災害応急対策計画	91
第 1 章	災害応急活動体制の確立	93
第 1 節	活動体制	93
第 1	準備体制	94
第 2	非常配備（動員）体制	94
第 3	災害対策本部の設置	98
第 4	災害警戒本部の設置	101
第 5	水防本部の設置	102
第 6	地区連絡所（本部分室）の設置	102
第 7	事故対策本部	104
第 8	篠山市防災会議の招集	104
第 9	現地災害対策本部	106
第 2 節	災害救助法の適用	107
第 1	災害救助法の適用基準	107
第 2	災害救助法の適用要請	109
第 3	救助の実施機関	110
第 4	救助の種類	110
第 5	災害救助法による救助の基準	110
第 6	災害救助法が適用されない場合の措置	110
第 3 節	相互協力体制	111
第 1	防災関係機関への応援要請	111
第 2	防災関係団体等との応援協力体制	114
第 3	地域住民等の協力	115
第 4	災害応援派遣の実施	116

第4節	自衛隊災害派遣要請	118
第1	実施責任者	118
第2	派遣要請基準	118
第3	派遣要請の方法	119
第4	自衛隊派遣受け入れ体制及び準備	120
第5	経費の負担	121
第6	部隊等の撤収	121
第5節	災害ボランティア活用計画	122
第1	実施体制	122
第2	災害救援専門ボランティアの派遣要請	122
第3	一般災害ボランティアの受け入れ体制	123
第6節	労務供給計画	124
第1	実施責任者	124
第2	作業要員の雇用及び応援要請	124
第3	知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請	125
第4	従事命令等による作業要員等の強制動員	125
第5	労務供給に伴う記録	126
第2章	情報の連絡及び広報	127
第1節	通信手段の確保	127
第1	災害時における通信連絡	127
第2	通信施設の復旧対策	127
第3	有線通信施設の運用	127
第4	無線通信施設の運用	127
第5	非常通信の利用	131
第6	非常無線通信の利用	133
第7	兵庫県非常用通信施設の利用	135
第2節	気象情報等の収集・伝達	136
第1	気象予警報等	136
第2	異常現象の発見	140
第3節	災害情報の収集・伝達	142
第1	初動時期における災害情報の収集	142
第2	兵庫県への災害情報の伝達	142
第3	被害・応急措置情報の収集・伝達	144
第4	災害情報等の報告	147
第4節	災害時の広報活動	149
第1	実施機関	149
第2	留意事項	149
第3	広報の内容	149
第4	災害広報の編集・配布	150
第5	住民からの公聴	152

第3章 避難対策の実施	153
第1節 避難の勧告・指示	153
第1 実施責任者	153
第2 避難の勧告・指示の実施基準	155
第3 避難の態様	156
第4 避難の勧告・指示の伝達方法	156
第2節 避難の方法	158
第1 実施責任者	158
第2 避難の準備	158
第3 避難の順位	158
第4 避難者の誘導及び移送方法	159
第5 児童・生徒の集団避難	160
第6 幼稚園・保育園の集団避難	160
第7 その他施設等の集団避難	161
第3節 避難所等の開設及び運営	162
第1 実施責任者	162
第2 災害救助法における実施基準	162
第3 避難所等の開設	162
第4 避難所等一覧	163
第5 避難所等の運営	167
第6 所要物資の確保	167
第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施	168
第1節 消防活動の実施	168
第1 消防活動の方針	168
第2 消防職団員の動員・編成	168
第3 情報収集・報告	169
第4 火災防御	169
第5 危険物施設の保安応急対策	171
第2節 水防活動の実施	172
第1 実施責任者	172
第2 水防組織	172
第3 水防体制	172
第4 施設等の監視	175
第5 水防資機材の整備	176
第6 決壊等の通報並びに決壊後の処理	177
第7 水防記録及び報告	178
第3節 篠山警察署の災害警備活動	180
第4節 被災者の救出	181
第1 救出体制	181
第2 救出活動	182

第 3	災害救助法による救出の実施	183
第 5 節	被災者の救護	185
第 1	救護活動体制	185
第 2	災害救助法における実施基準	186
第 3	患者の移送	187
第 4	医療品等の調達	188
第 5	救護所	188
第 6 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬	190
第 1	行方不明者の捜索	190
第 2	遺体の収容・処理	191
第 3	遺体の埋葬	193
第 7 節	廃棄物及び死亡獣畜処理等対策	195
第 1	ごみ処理	195
第 2	災害廃棄物処理	196
第 3	し尿処理	197
第 4	死亡獣畜等処理	198
第 8 節	防疫及び保健衛生対策	199
第 1	一般防疫	199
第 2	食品衛生	203
第 3	家畜防疫等	204
第 5 章	被災者救援活動の推進	205
第 1 節	食糧供給計画	205
第 1	実施体制	205
第 2	災害救助法による実施基準	205
第 3	食糧の供給	206
第 4	炊き出し	206
第 5	主要食糧の調達・備蓄	207
第 2 節	給水計画	208
第 1	実施体制	208
第 2	災害救助法による実施基準	208
第 3	飲料水の供給方法	209
第 4	各団体等への協力・出動要請	209
第 5	仮設給水栓等からの応援給水	209
第 6	給水施設の応急復旧	209
第 7	給水施設の現況	210
第 3 節	衣料・生活必需物資等供給計画	211
第 1	実施体制	211
第 2	災害救助法による実施基準	211
第 3	物資の供給方法	212
第 4 節	入浴施設計画	214

第 1	実施体制	214
第 2	実施の方法	214
第 5 節	応急住宅対策	216
第 1	実施体制	216
第 2	災害救助法による応急仮設住宅の建設	216
第 3	災害救助法による住宅の応急修理	218
第 4	建設資材の調達	219
第 5	公的住宅の斡旋	219
第 6 節	障害物の除去計画	220
第 1	実施体制	220
第 2	災害救助法による実施基準	220
第 3	除去した障害物の集積場所	221
第 7 節	ライフライン施設応急対策	222
第 1	上水道等施設	222
第 2	下水道・農業集落排水施設	226
第 3	電力施設	228
第 4	市営ガス施設	230
第 5	公衆電気通信設備	233
第 8 節	教育対策	236
第 1	実施体制	236
第 2	教育施設の応急復旧	236
第 3	応急教育対策	237
第 4	災害に伴う学用品等の給与	238
第 5	学校給食対策	239
第 6	児童・生徒・教職員の健康管理	239
第 9 節	災害弱者対策	240
第 1	実施体制	240
第 2	共通事項	240
第 3	高齢者	240
第 4	障害者	240
第 5	乳幼児	240
第 6	その他の災害弱者	241
第 6 章	交通・輸送対策の実施	242
第 1 節	交通規制	242
第 1	被災情報及び交通情報の収集	242
第 2	道路交通の確保	242
第 3	交通規制	242
第 2 節	輸送対策	245
第 1	実施体制	245
第 2	災害救助法による実施基準	245

第 3	車両による輸送	246
第 4	航空機による輸送	248
第 5	人力による輸送等	249
第 3 節	交通施設災害応急対策	250
第 1	実施体制	250
第 2	危険箇所の把握	250
第 3	応急措置	250
第 4	応急復旧	250
第 5	応援の要請	250
第 4 節	資機材の整備	252
第 1	実施責任者	252
第 2	緊急使用のための調達	252
第 3	応援要請	252
第 7 章	突発重大事故の応急対策の推進	253
第 1	突発重大事故の認定	253
第 2	実施体制	253
第 3	事故に対する措置	255
第 4 部	災害復旧計画	257
第 1 章	被災証明の発行	259
第 1 節	被災証明	259
第 1	被災証明の対象	259
第 2	被災家屋の被害認定基準	259
第 3	被災証明発行の流れ	260
第 4	被災証明に関する広報	261
第 2 章	被災者の生活支援	262
第 1 節	義援金の受付・交付	262
第 1	義援金の募集	262
第 2	義援金の受付及び保管	262
第 3	義援金の配分	262
第 4	義援金の交付	262
第 2 節	災害弔慰金の支給等	263
第 1	災害見舞金	263
第 2	災害弔慰金	264
第 3	災害援護金	264
第 4	災害援護資金	264
第 3 節	被災者生活再建支援制度	265
第 1	被災者生活再建支援法の目的	265

第2	対象となる自然災害	265
第3	対象世帯と支給限度額	265
第4	支給方法と支給の対象となる経費	266
第5	通常経費及び特別経費の支給限度額	269
第6	特別経費の対象となる物品	269
第7	手続き	271
第8	支援制度の実施期間	272
第9	支援金支給の仕組み	273
第10	支援金支給の開始	273
第11	支援金の支給にかかる事務体制	274
第12	その他	275
第3章	金融その他資金対策	277
第1節	生活確保対策	277
第1	税・使用料等の徴収猶予及び減免	277
第2	雇用の確保	278
第3	住宅の再建	278
第2節	住宅金融	279
第1	災害復興住宅資金	279
第2	災害特別貸付金	279
第3	地すべり関連住宅資金	279
第4	住宅緊急改良資金の貸付	279
第3節	農林・商工業金融対策	280
第1	農林業者対策	280
第2	商工業者対策	280
第4章	公共施設の災害復旧計画	281
第1節	災害復旧事業計画	281
第2節	公共事業に対する資金計画	282
第3節	激甚災害の指定	283